

令和 2年 9月16日

桑名市議会議長 伊藤 真人 様

都市経済委員会
委員長 愛敬 重之

都市経済委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項（事業評価対象事業）

1. 竹資源循環創出推進事業
2. 空家等対策推進事業

II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
2月17日	○ 調査研究（事務事業評価への対応確認）
4月27日	○ 事務事業評価への対応確認 ○ 検証（課題の確認、提言内容の協議）
7月 7日	○ 検証結果と提言内容の検討・協議 ○ 桑竹会等との意見交換会（桑名工業高校）
7月31日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月16日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

Ⅲ 調査研究結果（事業評価検証結果）

会計名称	一般会計	
事務事業名	竹資源循環創出推進事業	
昨 年 の 事 務 事 業 評 価 内 容	1. 評価	「おおむね適正」
	2. 今後の方向性	「改善・効率化し継続」
	3. 判定理由	<p>近年の竹需要、タケノコ農家の担い手の減少等により、管理不全の竹林が増えてきている状況の中で、竹害やタケノコ農家の減少を改善するため、関係団体と協定等を締結し、竹を資源として活用して、持続可能な経済的循環を創出する仕組みを構築したことを評価する。</p> <p>協定に基づき、竹林の所有者と就農希望者を引き合わせるマッチングに成功しており、担い手育成・新規就農者の獲得にも期待するところである。</p> <p>しかし、協定を締結した民間企業が事業を停止したことに伴い、商品化には至っていない。今後は、伐採した竹の利活用の拡大及びそのスキームの再構築が必要であると考え。加えて、私有地である竹林を公共事業として整備・管理していくことには限界があると考え、その体制の見直しを指摘する。</p> <p><今後の事業推進に当たっての留意事項></p> <p>① 安定したビジネスモデルとして確立するためには、竹資源の販路拡大や利活用の幅を広げる必要があると思われる。コーディネーターとしての役割を担い、より多くの企業参入が図られる仕組みへ改善するよう努められたい。</p> <p>② 個人の財産である竹林の整備・管理においては、公費に依存し過ぎることのないよう、企業参入や竹林所有者からの負担等も含め、その仕組みづくりを検討されたい。</p>
4. 事務事業評価に対する所管部局の考え方		
<p>① 安定したビジネスモデルの確立のため、より多くの企業参入が図られる仕組みへの改善としては、市内工業高校と連携し、伐採した竹を活用した製品開発などを視野に入れ、竹林再生に取り組んでいる。</p> <p>また、商社部門を持つ民間事業者との連携について調整をしているところであり、地域内企業等による竹資源を活用した新事業の試みにより、多くの企業参入が図られる仕組みへの改善を図っていく考えである。</p> <p>② 公費に依存し過ぎることのない仕組みづくりの検討に関しては、桑名の竹を活用した事業を産官学金で推進することで放棄竹林の解消を図るとともに、地域内循環を促進し、SDGsの目標、理念に基づく未来に向けた農業、経済活動の推進を目指していく考えである。</p> <p>また、上記①のように、多くの異業種事業者が参入できる環境整備を行うことで、将来的には、できる限り公費に依存しない持続可能な経済活動となるよう、様々なビジネスモデルを試行していく考えである。</p>		
5. 検証結果等		
<p>昨年の事業評価に係る2つについて、徐々にではあるが前進している部分も見受けられ</p>		

るが、今後の事業進捗によっては、事業の展望に関して憂慮すべき点があるため、広域的な視野を持って事業に取り組まれない。

① 昨年の事業評価において、竹資源の販路拡大及び利活用の幅を広げることの必要性を提言したが、竹チップ精製後の販路や活用方法等が定まっておらず、民間事業者との協定も調整中であり、進捗が芳しくない現状であった。

事業進捗状況から憂慮されることとしては、取組が1つ1つの単独なものとなっているため、1つの事業が完結して終わるということが繰り返され、事業全体が行き詰ってしまう恐れがある。そのため、1つのことに特化させるのではなく、市内のイベントや将来の起業家となる子どもたちへの興味を持たせるような取組、竹の歴史や美術作品への活用等、多方面に展開して輪を広げていくことが必要と考える。

桑竹会との意見交換では、箸、団扇等のアイデアがいくつか出ているため、現場で関わっている方々との交流を深めることはもちろん、大きくPRをして様々な意見を広く吸い上げていくべきである。

また、産官学金の連携で事業を推進していくためにも、ビジネスモデルや企業等とのマッチング、学校教育や部活動等への活用、公園整備への活用等、行政がコーディネーターとしての役割を積極的に担う必要がある。特にビジネスモデルとして確立していく上では金融機関のノウハウを活用すべきではないかと思われる。

② 次に、公費に依存しすぎることのないような仕組みづくりに関しては、決定的な打開策がないのが現実ではあるが、放棄竹林解消のためには産官学金が連携し、推進する必要がある。また、現状の竹林所有者の意識の向上及び負担ということも考えていくべきである。

以上を検証結果とし、留意の上、今後の事業展開に努められたい。

会計名称	一般会計	
事務事業名	空家等対策推進事業	
昨 年 の 事 務 事 業 評 価 内 容	1. 評価	「おおむね適正」
	2. 今後の方向性	「改善・効率化し継続」
	3. 判定理由	
	<p>空き家等状況調査を実施し、職員による外観目視調査や所有者に対し継続的に啓発や行政指導を行うことで、129件の空き家が解体等により解消されている。さらに、空家等指導要綱に基づき、行政の関与が必要であると判断した場合は、法第9条の規定に基づく立入調査を実施し、特定空家等に指定した所有者等へは、通知文書により助言・指導するなど、空き家の予防・解消の促進に努めている。加えて、空き家の未然防止・適正管理・流通活用に関する対策の推進を図るため、宅地建物取引業協会や弁護士会など10団体と協定を締結し、市民からの各種相談に対応できる体制を整備したことは、一定の評価をする。</p> <p>しかし、空き家バンクでは、登録件数が伸び悩んでおり、空き家の有効活用を通じた定住促進による地域の活性化を図るといった目的を達成しているとは言えず、空き家の流通・活用について、より一層の促進を期待する。</p> <p><今後の事業推進に当たっての留意事項></p> <p>① 空き家バンクの積極的な活用等により、住宅のみならず地域の活性化につながるような、幅を広げた利活用の推進が図られるよう検討されたい。</p> <p>② 財産管理人制度を活用し、所有者不存在空家等の流通促進に取り組まれたい。</p> <p>③ 空家等指導要綱にとどまらず、法的拘束力を有する条例等を整備し、事前の指導や助言、緊急安全措置などを定め、空家等対策の推進に努められたい。</p> <p>④ 危険を伴う空き家等の早期改善・解消に努められるよう所有者の協力を求め、行政指導に際しては特段の配慮をなされたい。</p>	
4. 事務事業評価に対する所管部局の考え方		
<p>① 空き家バンクの積極的な活用につながるように、所有者等の意向調査を実施するとともに「桑名市空家等対策の推進に関する協定」を締結した団体と連携して市民からの各種空き家等建物に関する相談会を昨年に引き続き今年度も開催し、空き家バンクの制度や登録手続き等を所有者等に周知していく。また、地域の活性化につながるような利活用の推進については、企業から市内空き家の活用について問い合わせもあることから、空家等対策協議会や協定締結団体と行政懇談会において専門家の意見をもとに検討する。</p> <p>② 財産管理人制度など空き家等の流通促進につながる有効な制度について、他団体の先進事例を研究するとともに空家等対策協議会に諮り推進していく。</p> <p>③ 空き家であっても市民の財産であることから慎重な対応を求められることになるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応することが原則であると考えており、空き家に対する法的拘束力を有する条例等の検討については、国や県の動向を注視していく。</p> <p>④ 危険な空き家等、すでに管理不全となった空き家については、引き続き迅速で適切な</p>		

行政指導を実施するとともに空き家の状況調査結果をもとに、職員等による外観目視調査と郵送による空き家の所有者への意向調査を8月ごろから実施する予定である。その結果から得られた情報を空家管理システムに入力し空き家の解消や管理不全の問題に対して、庁内関係部署と情報共有を図り全庁的な連携体制により取り組んでいく。また、危険を伴う空き家等の早期改善、解消に向けた取り組みでは危険を伴う空き家の所有者が自ら行う空き家の除却にかかる費用に対して補助金を交付する木造住宅耐震事業の活用を促している。

5. 検 証 結 果 等

昨年の事業評価に係る4つのすべてについて、進捗状況は遅いと感じられたため、もっとスピード感をもって取り組まれない。特に、空き家の幅広い活用の推進と市民の生命・安全のため、①と④については迅速に、力強く取り組みを推進する必要がある。

① 現在、空き家になってしまったものについての対策を考えることに主観が置かれているが、空き家の未然防止ということにも力を入れる必要性があると考え。

そのため、市と協定を締結した団体等と連携して空き家バンクの積極的な活用を引き続き取り組まれない。また、空き家の活用方法については、空き家を利用したいと考えている企業と協力して、活用方法等のアイデアやノウハウを得たりしながら、様々な可能性を考えて取り組まれない。

② 空き家の流通に関して、法律等により困難な部分もあるが引き続き活路を見出せるように努められたい。

③ 昨年の提言にもあるように、事前の指導や助言、緊急安全措置などを定めることが空き家対策には必要と考えており、国や県の動向を注視しつつも条例等制定の際にはその点を十分に配慮されたい。

④ 近隣住民に対して様々な被害を及ぼすだけでなく、通学路や緊急避難路に接しているところもあるため、万が一倒壊することがあれば人命に関わることも考慮し、早急な対応に努められたい。

以上を検証結果とし、留意の上、今後の事業展開に努められたい。